

大町市広告付き番号案内表示システムの無償提供者募集要項

大町市役所に設置する広告付き番号案内表示システム（以下「システム」という。）を無償で提供していただける事業者（以下「無償提供者」をいう。）を募集します。

1 目的

受付番号の発券、表示により来庁した市民への円滑な案内を図るとともに、広告用モニターを設置し、広告及び行政情報を放映することで地域経済の活性化、市民サービスの向上を図ることを目的とします。

2 システムの概要

(1) 構成（詳細は別紙仕様書のとおり）

- ア 受付番号発券機
- イ 受付番号表示パネル
- ウ 受付番号呼出操作機
- エ 広告・行政情報掲載モニター
- オ 管理用パソコン

(2) 用途

市民課において、証明書の交付等を申請する市民に対し、受付番号札の発券、受付への呼出、証明書等の発行の番号表示を行うとともに、広告や行政情報を放映します。

(3) 仕様等

別紙「仕様書」のとおり

(4) システムの設置期間

設置の日から5年とします。ただし、市と無償提供者間で合意したときは、期間を延長することができます。

(5) 設置場所

長野県大町市大町3887番地
大町市役所1階市民課市民・戸籍係窓口

3 広告の審査、放映の条件等

大町市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）及び大町市広告付き番号案内表示システムの無償提供に関する取扱要領（以下「要領」という。）に定めるものとします。

4 応募者資格

次の各号に掲げる条件をすべて満たす事業者とします。

- (1) 要領第3条の要件を満たしていること。
- (2) 自ら広告主の募集及び放映する広告並びに行政情報を制作することができ、事業を円滑に運用できること。
- (3) 放映する広告について、広告内容を審査できる体制が整えられていること。
- (4) 広告付き番号案内表示システムの設置業務等について、地方自治体、公共施設に導入した実績を有すること。

5 スケジュール

ア 公募開始	令和5年10月2日(月)
イ 質問書の受付期限	令和5年10月12日(木) 午後5時まで
ウ 質問書に対する回答	令和5年10月18日(水)
エ 申込書の提出期限	令和5年10月27日(金) 午後5時まで
オ 選定結果通知	令和5年11月中旬(予定)
カ 協定締結	令和5年11月下旬(予定)

6 無償提供者の募集に係る申込

(1) 提出書類

ア 広告付き番号案内表示システム無償提供申込書(様式第1号)

イ 提案書(様式は問いません)

提案書に次の事項を記載すること。

- ① 事業概要
- ② 設置機器等の仕様及び機能
- ③ 発券機の設置を伴う広告付き番号案内表示システムの稼働実績
- ④ 広告の募集方法
- ⑤ 広告内容の審査体制及び市への事前提示方法
※審査基準等を併せて提出すること。
- ⑥ 広告映像及び行政情報の作成・放映方法
- ⑦ 放映する広告映像及び行政情報の構成
- ⑧ 行政情報の作成例(画面見本)
- ⑨ 機器トラブル等の問題発生時の対応方法等
緊急時の連絡先、対応責任者
- ⑩ システム稼働までのスケジュール
- ⑪ その他独自の提案、工夫などアピールしたい事項

ウ 会社の概要(パンフレット等)

- エ 登記事項証明書（商業登記簿謄本）（個人事業者の場合は、身分証明書）
- オ 市区町村税の完納証明書
- カ 誓約書（様式第2号）

(2) 申込方法

ア 提出部数

提出部数は1部とします。ただし、提案書については13部とし、A4サイズでページ番号をつけてください。

イ 提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時まで）

(3) 申込期限

令和5年10月27日（金）午後5時（必着）

7 質問及び回答

本事業に関する質問は、次のとおり受付及び回答を行います。

(1) 質問書の受付方法

質問書に質問内容を記載し、電子メールで大町市役所民生部市民課へ提出してください。電話、口頭での質問は受け付けません。

(2) 質問書の受付期限

令和5年10月12日（木）午後5時（必着）

(3) 質問書に対する回答

回答書は、令和5年10月18日（水）までに質問者に電子メールにより回答するとともに、大町市ホームページに掲載します。

8 無償提供者の選定

(1) 評価項目

要綱第10条に規定する大町市広告審査委員会において、提出された書類に基づき、以下の項目について総合的に評価し選定します。

- ア システム機器の仕様
- イ 設置するモニターの仕様
- ウ 広告映像の作成・放映方法
- エ 行政情報の作成・放映方法
- オ 放映する行政情報の割合
- カ 広告内容の審査体制
- キ その他、提案の独創性、工夫など
- ク 同種業務の実績
- ケ 機器の故障、問い合わせ等の対応体制

(2) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

ア 提出期限内に提出されなかった場合

イ 提出書類に虚偽の記載、重大な不備等があった場合

ウ 4 (1) 申込要件を満たしていないことが判明した場合

(3) その他

ア 選定は原則書類審査としますが、必要に応じてヒアリングを行います。

9 その他注意事項

(1) 選定の経緯の公表は行いません。

(2) 申込に要する費用は、申込者の負担とします。

(3) 提出された書類等は、選定結果にかかわらず返還しませんのでご了承ください。

10 提出先・問い合わせ先

大町市役所民生部市民課市民・戸籍係

〒398-8601 長野県大町市大町3887番地

電話：0261-22-0420（内線426）

FAX：0261-22-9717

E-mail：shimin@city.omachi.nagano.jp